

議案第七四号

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十一年十一月二十三日提出

昭和三十一年十一月二十三日

三朝町議會議長

坂出 雅

鳥取県 東伯郡 三朝町 議會議長 加藤幸太郎

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第

十七号）の一部を次のように改正する

第二条中「二万五千円以内」とあるを「三万二千円以内」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十一年十月一日から適用する。